

<b>Title</b>	子どもの領分からみた近代：もし明治生まれの子どもだったら
<b>Author(s)</b>	田澤, 薫
<b>Citation</b>	聖学院大学論叢, 第 25 卷(第 2 号), 2013. 3 : 57-71
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4403">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4403</a>
<b>Rights</b>	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

〈原著論文〉

## 子どもの領分からみた近代 ——もし明治生まれの子どもだったら——

田 澤 薫

### 抄 録

---

子どもに関する制度が変わるときに、それを子どもの視点で検証することはできるだろうか。子どもに関する制度について、子どもの視点から評価するにはどのような方法があるだろうか。この研究では、これらの方法を探る目的で、明治維新後の文明開化の時期を取り上げた。この時期の子どもに関する社会の変化に着目し、その変化を子どもの視点から検討した。その結果、従来の制度論とは全く異なる制度に対する見方や評価が得られた。この結果から、同様な手法を用いて、今日の子どもに関する制度についても検証できると考えられる。

---

キーワード； 児童学，子ども史，明治維新，学校教育，生育儀礼

### はじめに

子どもに関する制度が改変されるにあたり、子どもの視点から物事を評価したいという関係者の願いは常にある。谷本富が児童の権利論から幼稚園を論じて「国家とか国民とか謂うもの兎角児童以外のものの利益より立論する傾あるを飽足らず思へり。自分は飽迄も児童本位の児童保護を高調せざるを得ず」<sup>(1)</sup>と述べているように、子どもに関わる事柄を子どもの視座から捉えたいという要望は普遍である。しかしながら、現実には、子どもに関わる事柄が全く大人の論理や都合で変えられていくことは少なくない。制度論研究においても、当事者の視点からの分析は一つの研究課題ではあるが、方法論が確立されているとは言い難い。

社会制度を子どもの視点から読み解く一つのヒントは、宮本常一の民俗学研究の手法に求められる。宮本は「子供本位」と章立てた論稿の中で、疫病を伴わなかった享保17年の飢饉について、寺の過去帳から死者の状況を調べ、「死者は子供に比して大人が断然多い」事実を拾いあげ、それを「子は宝」の実証例とした。また、その家の若い子どもを中心にして「〇〇のお父さん」「お母さん」などと家中でも村中でも呼び合う例を挙げ、子供本位家族呼称法と名付けている<sup>(2)</sup>。このように宮本

は、世の中の事象からその社会が子どもをどのように捉えているかを浮上させることに成功している。しかしながら、宮本の視点は傍観者的であり、「子供本位」と銘打ちながらその事象に対する子ども自身の理解や、その事象の子どもへの影響について踏み込みはなされていない。

そこで本論文では、私たちの社会の変化が最も劇的であり、かつ百年以上を経て時代に対する評価がある程度定まった時期として明治維新时期を取り上げ、社会制度の変化や文化事象の変化を子どもの視点に引き付けて検討したい。いうまでもなく、この試みは、今日の子どもに関する制度の方向性を見定めるために子ども史研究に何ができるのかを模索する研究作業の一部をなすものである。

なお、引用文中の旧字体漢字とカタカナ表記は、常用漢字とひらがな表記に改めた。

## 1. 時刻との出会い

近世までの日本で、時刻が今日のような定時法ではなく日の出と日の入りを基準とした不定時法に依っていたことは周知である。日本は緯度が中程度で北欧ほどの顕著さはないとはいえ、当然ながら、季節によって「一時」の時間<sup>いっとき</sup>に長短が生じ、同じ「明け六つ」（日の出）といっても「冬至と夏至とでは1時間半以上の差があ」<sup>(3)</sup>った。

和時計は大名等のごく限られた人だけが持ち得たに過ぎないという事情と、城や寺の時計で測られた時刻が太鼓や鐘の音を用いて広く地域に伝達されるという「間欠的」方法<sup>(4)</sup>がとられたこと、それに加えて「和時計の針は、例外なく一本きりで、しかも文字盤の線は、多くの場合、定刻を指すというよりも各刻の文字の間の区切りであった」ことを挙げて、近世までの時の認識は飽くまで時間帯であって分や秒という時刻は意識されていなかったという指摘がある<sup>(5)</sup>。

1872（明治5）年に改暦詔書（明治5年太政官布告第337号）によって、太陰暦は廃止されて太陽暦が採用され、同時に不定時法が廃止されて定時法が公用とされることになった。改暦詔書は11月9日に布告されたが、「今般太陰暦を廃し太陽暦御頒行相成候に付来る十二月三日を以て明治六年一月一日と被定候事」と、突然に同年の12月3日が明治6年1月1日とされたため、「準備期間がほとんどなく、本来ならば明治5年12月3日が新しい暦では明治6年1月1日になってしまったので国内は混乱しました」<sup>(6)</sup>といわれる。「国内は混乱」と評される人々への影響力の内実は、新しい時法というよりはむしろ、太陰暦と太陽暦のずれを補正する目的で急に正月が来てしまったことに対する戸惑いの一点を超えることはなかったと見える。

1877（明治10）年度になっても国内のクロック保有は累積輸入が26万5千個のみで国産品はまだなく、「明治10年には、クロックを保有しているのは30所帯のうち1所帯にすぎなかった」<sup>(7)</sup>程度と考えられ、一般には、1871（明治4）年から制度化された午砲をはじめとする時刻を知らせる音が生活の基準にされていた。東京では中央気象台（皇居内）隣の練兵場に正午所が設置され、「丸

の内のドン」として親しまれていた。しかし、午砲台も全国で限られた都市にしか設置されておらず、網羅的な時報の役割を果たしたわけではない。制度の改変に伴ってスムーズに生活の感覚が定時法に切り替えられたわけではないことは、今日まで旧来の時認識に基づく「お八つ」「丑三つ時」等の言葉が生活語として残ったことから推察される。

興味深いことに、鉄道の敷設は、改暦詔書に半年ほど先立つ1872（明治5）年5月であった。鉄道運行には、当然にして「時刻」が必要である。そこで、鉄道当局は時鐘を鳴らして時刻の周知をはかり、「乗車せむと欲する者は遅くとも此表示の時刻より十五分前に「ステーション」に乗り切手買入其他の手都合を為すべし。……発車時刻を惰たらさるため時限の五分前に「ステーション」の戸を閉さす可し」<sup>(8)</sup>と時刻厳守を乗客に要求した。鉄道に乗る要件をもつ人々が鉄道会社からの要請に応えようとする中で、ここで初めて「従来の生活では用いなかった分刻みの時間を体感することになったと思われる」<sup>(9)</sup>と考えられる。

鉄道は「岡蒸気」と呼ばれ文明開化を象徴するものとして社会の関心を呼んだ。自分自身が乗車することはなくても、定時に運行される姿を遠くから見ることによって、人々が時間帯とは異なる時刻を意識することにつながったと考えられる。日用に追われる程度が軽い分、岡蒸気に関心に向ける度合いが強かったと考えられる子どもも、もちろんその対象であった。しかしながら、岡蒸気が伝える時刻は、自らが守らなければならない規律感覚とは結びつかなかった。

## 2. 限定される時間

学制により1872（明治5）年に始まった小学校教育は、子どもたちと時刻との厳格な出会いの舞台ともなった。1873（明治6）年に文部省が制定した「小学生徒心得」は以下のように謳う。

第1条 毎朝早く起き顔を洗ひ口を漱ぎ髪を搔き父母に令を述べ朝食を終えれば学校へ出る用意を為し……

第2条 毎朝参校は受業時限十分前たるべし

時計が普及する前であるにも拘わらず、子どもたちに授業開始の「10分前」が要求されていることが目を引く。1878（明治11）年に来日したイサベラ・バードが日光の入町村から送った手紙には「午前7時に太鼓が鳴って子どもたちを学校に呼び出す」と始業の合図が太鼓の音であったことが記載されているという<sup>(10)</sup>から、おそらくは時刻に間に合うような音の知らせがあったのだろう。子どもたちは、いつ鳴るか知れぬ音への見通しをもって生活時間を組み立てることが求められた。

近代史とは社会に時間規律が導入され定着した歴史であり、それを象徴的に表現するとすれば「遅刻の誕生」<sup>(11)</sup>期ということができ、子どももまたこれらの流れの中に生きたのである。

止まることなく自然に流れゆく「時」が規律を伴ったとき、規律に反した場合の取り返しのつかなさ加減は決定的なものとなる。約束の時刻が、学校教育制度によって一方的に提示され、それに遅れることが反省しても詫びても修復し得ない過失となり得る状況に、子どもたちは親許を離れて一人で対峙することになった。

加えて、日々の学校生活における短期の時間規律への意識化と優るとも劣らず意識化せざるを得なかったものに、学校での試験による進級制度があるだろう。こちらは、半年遅れを伴う比較的長期の取り返しのつかない状況を危惧させながら規範化された。

1872(明治5)年9月8日の小学教則(明治五年九月八日文部省布達番外)では、「小学」を6歳から9歳までの4か年の「下等」と、10歳から13歳までの4か年の「上等」の8年に分けて考え、6か月ごとに「級」を進む方法がとられた。

現在の小学校1年生にあたる新入学児が入るのは「下等第八級」であり、1日5時間で日曜日以外の週6日間で30時間の授業時間割が組まれた。例えば「綴字(かなつかひ)」は毎日1時間おかれ、教師が黒板に書いた字を児童は石板に書く授業であった。「習字(てならひ)」も毎日1時間あり、平仮名・片仮名・数字・西洋数字の習字を行った。「単語読方(ことばのよみかた)」も毎日1時間、「洋法算術(ようほうさんよう)」は毎日1時間で、西洋数字を用いて加減算と九九計算を暗算したり紙(ノート)に筆算したりした。「修身口授(ぎょうぎのさとし)」は、週に2時間、二日おきに授業が置かれ、この時間のない日には「単語暗誦(ことばのそらよみ)」の時間が設けられていた。

「生徒たちは、まず毎月行われる月次試験によって学業の習熟を試され、その成績で「級中の席次を昇降」し、座席の序列が決められることになった。さらに、半年に一度、定期試験が行われ、それを受験し合格することによって進級が認められた。そして小学校や中学校の全課程を修了した時点で「全科卒業試験」を受験し、それに合格して、初めて卒業が認定されることになった<sup>(12)</sup>」であり、小学校教育は義務教育であるとはいえ、その修了は、文字通り子どもが自らの学業によって勝ち取る個人成果的な意味合いが強かった。さらに、「公明正大さを印象づけるため<sup>(13)</sup>」に、試験は官吏をはじめ多くの人の立ち会いのもとで実施され、小学校段階の子どもたちにとって「戦慄畏縮せざる」内容であったという<sup>(14)</sup>。文部省教育統計によれば、1873(明治6)年の児童数は、男児879,170人、女児266,632人であわせて1,145,802人である。一方で同年の教員数は男性25,221人、女性311人でほとんどが男性教員であった。試験実施も男性教員によって実施される場合がほとんどだったことになる。

このように小学校の試験が相当に厳格に実施されたことについては、明治政府が維新国家の理念として掲げた「四民平等」を最も象徴的に体现させるのが試験制度であったためと考えられている<sup>(15)</sup>。近代学校の試験制度に詳しい斉藤利彦は、愛知県が1876(明治9)年出した布告のなかに「貧富男女の差別なく学事相競ひ智識相磨するの時勢」の文言があることを指して、「身分や性別の区別

なく、平等に『学事相競ひ智識相磨する』象徴的なものとして、試験の意味が明確に提示されている」と述べている<sup>(16)</sup>。国家的な理念の具体化としての試験運用が説き明かされるが、このことは、すなわち、試験の当事者である子どもの立場への視点が欠落していることをも意味している。はからずも、近世の硬直的な身分制度を打破し門地によらない伸びやかな将来を保障するはずの試験制度が、試験を実施する学校当局を新たな権威とする圧力構造を生み、従来になかった生徒と教師という子どもと大人の関係性を堅牢な上下関係で固めたことになる。

近代学校の教育内容が、寺子屋とも藩校とも大きく異なり、親の職業を継承する目的から切り離されたものであり、かつ生活の実用性の乏しいものであったということは、すでに一定の評価を得た見方である。学校における近代公教育が富国強兵政策や四民平等の明治政府の意図を背景としていることについて十分に理解が得られていないところでは、子どもたちの学習内容は親がその必要性を実感しにくく家庭で積極的に勧奨されたとは考えにくい。この時代の親世代には、当然ながら、学校に通学した経験も試験を受験した体験もない。「学校教育に対して親たちが不満を抱いており、子どもを学校に通わせなければならないとする認識を、親があまりもっていなかったのではないか」<sup>(17)</sup> という一般的な学校観があったとすると、就学することができ、さらに通学を継続することが許される環境に恵まれた子どもも、それ以上の学校への理解者を家庭の中にもつことは難しく、孤軍奮闘で試験という難事業に臨まざるを得なかった。明治初期の文筆家である服部誠一は『東京新繁盛期』の中で教育熱心な東京の学校教育の様子を「父兄為る者は汲々とし其の子弟を鼓舞し、子弟為る者は孳孳とし其学業を勉励す」<sup>(18)</sup> と述べている。保護者の意向を汲んで一所懸命に勉強に励む子どもに対して、大人は「鼓舞する」を越える内的な関わりをもち得なかった。家庭の大人は、子どもと学校の間位置づく存在ではなく、子どもと学校という括りを傍から評する立ち位置を得たのである。

試験のもつ競い合いの側面は、子どもの遊びとの同質性で捉えることはできない。たしかに子どもの遊びは、その本質に競い合いの要素を内包しているが<sup>(19)</sup>、同時に、子どもが主体的に、面白く感じ、繰り返し行いたくなる活動である<sup>(20)</sup>。文化社会学者ベンヤミン (Benjamin, W.) は、「子どもによって繰り返しがあそびの基本であり、『もう一度』というときがいちばん幸福な状態である」<sup>(21)</sup> と述べるが、子どもの側に立ったとき、試験による競い合いが「もう一度」という自発的な繰り返しを欲求しないものであることは自明であろう。制度による外側からの競い合いとその結果としての序列は、子どもにとって馴染みのない領域であり、子どもを一人で他者に対向させる構造を成している。近代の子どもたちは、初めて、取り返しのつかない限りのある時間的規律の逸脱を恐れて緊張することを知ったのである<sup>(22)</sup>。

落第制度をもつ試験で育つべき時限が子どもたちに示される一方で、1876 (明治9) 年に成人年齢が満20歳と定められた。それまで大人になることは、共同体内部での他者関係のなかで一人前として認められるかどうかは鍵とされ、制度で一律に提示される性質のものではなかった。近代は

一般に指摘されるように単に「子ども」概念を生み出しただけでなく、いつまでを子どもとすると  
いった子どもの時限をも示したことになる。

### 3. 価値基準の分離

学校制度が生まれ、改暦詔書で取り入れられたグレゴリオ暦が曜日をもたらして以来、小学校は  
日曜日ごとに休みだったが、1873（明治6）年には小学校の休業日が1日と6日とに変更された。  
そして1876（明治9）年5月には、ふたたび小学校の休業日が日曜日となった。

それまで、子どもたちが暮らす共同体の休日は節句やまつりごとであった。正月の他、1月7日  
の人日、3月3日の上巳、5月5日の端午、7月7日の七夕、9月9日の重陽の五節句は節日とし  
て決まった食べ物が供される習慣があり、大人も子どもも労働は休みとなった。その五節句が1873  
（明治6）年に廃止され、代わって「年中祭日祝日の休業日を定む」（明治6年太政官布告第344号）  
によって神武天皇即位日（同年の内に紀元節と命名された）と天長節等を祝日とする国家祝祭日が  
規定された。しかしながら、誕生日を特別視する習慣は数え年で年齢換算をする当時の日本にはな  
く、天皇誕生日を天長節として祝うこと自体が一般には受け入れ難かったようである。文明開化を  
批判する『開花問答』には、「先年政府において毛唐人の国の大<sup>せちにち</sup>陽暦をおとり用いなされしもと  
りもなおさず毛唐人に降参してその属国になりし訳でござろう」と欧化政策の一環としての改暦詔書  
に憤り、「五節句盆などという大切な物日を廃し天長節紀元節などというわけもわからぬ日を祝  
す事」を取り上げては「祝日は世間の人々の祝ふ料簡が寄合ふて祝ふ日なれば世間の人々の料簡もなき  
日を強て祝ひしむるも最も無理なる一事と心得」と、国家祝祭日の発想を嫌悪する当時の人々の  
反応が読み取れる<sup>(23)</sup>。五節句の廃止もそれに代わる国家祝祭日の創設も、またそれらと別の論理で  
定められた学校休日も、人々の社会的合意のもとに決定されたものではなかったことが分かる。

とくに学校の休日と五節句との関係に着目し、五節句行事について「こうした行事に、子供の参  
加することが少なくな<sup>(24)</sup>」かったことを踏まえると、節句行事に学校の授業があるという事態は子  
どもたちを大いに戸惑わせたに違いない。

宮本常一は学校の休日を取り上げて、「村の休日なども学校では無視していることが多く、学校の  
休みは夏冬の長期休業と祝祭日、日曜日で、それ以外の休みはみとめられなかった。日曜日は、学  
校の休日だが、村では休日ではなかった。待ってましたといわぬばかりに、家事の手伝いをさせたり、  
田畑で働かせたのである。そして、旗をたてて休む日にも百姓たちは子供とともに野ではたら  
いた」と説明し、「こんなくいちがいは明治のはじめから今日までつづいているところが多い」と評  
している<sup>(25)</sup>。学制成立以降の就学率が思うように伸びなかったのは、家計の経済的な状況ばかりで  
はなく、新たに学校が共同体の中に持ち込もうとした習慣が既存の生活感覚を全く考慮していな  
かったことに対する混乱と反発があったものと考えられる。さらに子どもたちは、小学校の休日が

日曜日や共同体の労働リズムを考慮しないで強行されることに対する大人たちの憤りに同調することに加えて、自分たちが行事の主役であった五節句が国家の規定で廃止されるという事実直面して、共同体で見守られてきた成長の節目<sup>(26)</sup>が全く別の文脈で踏みにじられることへの違和感を味わうことになった。

「子供たちにとって一番不幸だったのは、学校で表彰される子と、村ではめられる子が一致しなかったことである。つまり標準がふたつあった。こういうことが子供たちの考えを不安定にし、また表裏あるものにした点は大きかった」<sup>(27)</sup>と宮本が述べるように、子どもに対する評価基準だけでなく、休みのとり方や生活文化習慣といった枠組みの部分でさえ「標準がふたつある」という状態を暦制度と近代学校制度が子どもの世界にもたらしたこの意味は大きい。大人と異なり、本来、価値基準を自分の中に内在化させていく発達段階にある子どもにとっては、「標準がふたつある」状態は選択の幅を広げるメリットよりは、宮本の指摘の通り「考えを不安定にし、また表裏あるものに」する問題状況を招くものであっただろう。

#### 4. 自分自身との対峙

日本では、年齢の数え方として古くから数え年が使われていた。この方法では、正月を迎えるたびに、全員が1つ年をとることになる。加齢は、共同体全員で一年の互いの無事と子どもたちの成長を喜び合う一つの節目と考えられていた。それが、1902（明治35）年も押し迫った12月22日に施行された「年齢計算ニ関スル法律（明治35年12月2日法律第50号）」を受け、満年齢を使用することとなった<sup>(28)</sup>。満年齢は各人の誕生日ごとに個別に年齢を重ねることになる。子どもが「自分自身がこの世界に生まれて、自分が1年間成長した」という自己と向き合う端緒の一つがここに開かれた。

満年齢による年齢換算は、古来の生育行事に変化をもたらした。今日にも伝承している七五三は、もともと「髪置き」「袴着」「紐落し」「帯解き」と呼ばれる生育儀礼である。髪置きは2～3歳の間に行われ、生後剃ってきた子どもの髪を伸ばし始める儀式であった。袴着は3～7歳の男児が初めて袴をつける儀式で、片や紐落しまたは帯解きは5～9歳の女児がそれまで着物を留めるのに使っていた紐を帯に替える儀式である。数え年齢でこれら七五三の生育の節をたどりながら「七歳までは神のうち」として高い乳幼児死亡率<sup>(29)</sup>に向き合ってきた日本の子育て文化は、今日のWHOやユニセフで「生後満5歳までの死亡」と定義される乳幼児死亡率の概念と合致する。「神のうち」と考えられて身に付けるものも乳幼児ならではの特殊な体型に合わせて拵えられた数えの7歳、満年齢でいうおよそ5歳までの時期は、共同体の子どもたちが共に年齢を重ね、節句で互いに生育を確認しながら過ごすことが従来の子どもたちの一般的な姿であった。それが満年齢の導入と共に、子どもたちの成長の確認が個々のものになり、家庭の中に納っていくようになった。

宮本常一は、こうした生育儀礼の変容について「明治十年代の不況のために簡略化せられた」と述べ、その背景として「子供たちの祝いばかりでなく、色々の行事がこの時中止せられたという。それは一つには不景気ばかりでなく、世の大きく改まり行くに伴った現象でもあっただろう」と説明している<sup>(30)</sup>。これらの行事は、子どもの傍らにいる大人たちが不況による生活苦のために止む無く規模を縮小しただけではなさそうである。共同体における生育行事に替わって、学校における進級が子どもの成長を確認する基準としてある程度定着したところへ、満年齢によって子どもの加齢が年間を通じて分散されることになった。年齢の変化が大きな意味をもつ子どもにとっては、満年齢がもたらした「誕生日」の意識化によって途端に、加齢が個人的な祝い事の色彩をもつようになる。同時に、私的な慶事の対象となった子どもの成長そのものが、家庭内の私事となる方向性をもつようになった。

## 5. 子どもたちの文明開化

これまで、社会制度の変化が子どもの生活にどのような影響を及ぼしてきたのかを検証し、そのことが子ども自身からはどのように受け止められてきたのかを考察してきた。その作業の結果、ここまでの章立てのように「時刻との出会い」「限定される時間」「価値基準の分離」「自分自身との対峙」といった子どもからみた明治近代の4つの論点が自ずと浮上してきた。

次には、いわゆる文明開化を彩る諸事について、それらが子どもの目にはどのような出来事であったのかを同様に考察することとしよう。

### ①硬さ

日本で洋服の学校制服が採用されたのは、1873（明治6）年頃といわれている。工部省工学寮（のち東京大学に合併される）や札幌農学校（北海道大学の前身）などで洋服の制服を採用されたのが初めである。1886（明治19）年には、文部省の通達により、高等師範学校に制服を制定することが決まった<sup>(31)</sup>。初等教育の現場にまであまねく学生服が普及するには大分時間が必要であったが、いずれにしても、子どもたちの世界に洋服が入り込んだのは学校が契機であった。

学校制服としての洋服は、脱いでも立体であるところに特徴がある。これは脱衣時には長方形に畳まれる和服では考えられないことであった。先に見た通り「神のうち」として特別扱いされた幼い時期の身体は袴や帯のような硬質な和装さえ忌避し、就学年齢を迎えた子どもたちも肌に馴染んだ天然素材の着物を身長にあわせて肩上げ・腰上げで丈の調節を行い、その子どもに応じた身幅で帯結びして着用しており、子どもの身体に着物を合わせていたことに変わりはない。洋服は、いったん仕立てられたあとは、身体の側を形体の内部に収めることで着用する。先に形が成ったところへ身体をはめ込み、カラーやボタンで身体の方を整える作業を、子どもたちは日常的に経験するこ

ととなった。

## ②バタ臭い甘さ

1874（明治7）年木村屋総本店が、酒種のパン生地であんぱんを製作した<sup>(32)</sup>ことはよく知られている。1882（明治15）年当時、銀座名物、木村屋の餡パンは1個1銭だったという記録がある<sup>(33)</sup>。西洋風の菓子は、文明開化の象徴であった。明治政府は、産業を興す政策の一つとして1877（明治10）年8月21日、上野公園で第1回内国勸業博覧会を開催したが、このときお菓子の部門ではコンペイトウ・カステラなどの明治維新前から日本で知られていた菓子に混ざって、パン・菓子パン・ビスケットなど文明開化を象徴する菓子も出品されたという。この博覧会で褒章を受けた製品に米津松造の風月堂の「乾蒸餅（ビスケット）」がある。米津松造は、横浜での研究をもとに1874（明治7）年には“宝露糖”と名付けたリキュール・ボンボンを新発売するなど、この時代を代表する菓子職人である。博覧会に出品された洋風菓子にはすべて漢字が当てられたが、これは主催者の判断だったという。米津松造は、褒賞を受けたとはいえ、ビスケットに「乾蒸餅」の漢字を当てられたことにいたく不満で、せっかく舶来の機械を入手し苦心して大量生産への道を拓いたビスケットが乾蒸餅では宣伝する気が起こらず落ち込んだと伝えられている<sup>(34)</sup>。洋風菓子が、日本の欧化政策を担う産業物として取り扱われていることが分かる。子ども向けどころか、菓子の製造に関わった第一人者の意向も汲み取られない国家の論理の中で勝手な命名に甘んじていたというのである。

当初は、洋風菓子が高カロリーで保存性がよく携行に適していることから軍用品として発展し、決して今日のような子どもの食べ物ではなかったことは周知の通りである。ところが、乾蒸餅の誕生にまつわる逸話からは、やはり本質的に菓子が子どもと切り離せないものであったことが窺われる。米津松造が乾蒸餅の製造を思い立った経緯には諸説がある<sup>(35)</sup>が、以下に紹介したい。

まず一説には、7歳の次男が麻疹に罹った際、かかりつけの医師が懇意にしている外国人からの頂きもののビスケットをくれたが、米津自身は「こんな臭い物は、とても食べるものじゃない」と仏壇に置いておいたところ、数日後に無くなっていた。次男が食べてしまったのである。そこで、「親が、こんなにバタ臭くて食べないのに、子供は喜んで食べるというのは、大いに勘考を要する」と研究動機としたというものである。また別説には、長男・次男がそろって麻疹に罹り、風月堂の菓子を与えたものの食べようとはしなかったところ、「横浜に、洋菓子があって、いくら食べても体に障らないのみならず、滋養になって病気を癒おす効能がある」と聞き、舶来の珍菓ビスケットを買って与えたところ、「成程、これなら幾ら食べても餡類の菓子ほど腹に、もたれる事はない」「その内に、麻疹も癒おり、衰弱も致しません」というので、「日本の菓子は、害になっても薬にはならないが、西洋の菓子は、滋養になって病気を癒おす効能があるので、菓子を造るなら、こうした菓子を造らねばならない」と研究心を起こした、というものである。いずれにしても、必ずしも歓迎されなかったバタ臭さを、病児が受け入れて喜んで食し、病気の子後の良かったことから製品化に

つながった。西洋菓子の可能性を拓いたのは子どもの鋭敏でも柔軟な味覚であり、意識下に残されていた乳の記憶からかバタ臭さを忌避しなかった子どもらしさであった。その恩恵を享受していたのが長らく大人であったということになる。

### ③透明の向こう側

日本で一般的に窓ガラスが使われるようになったのは明治維新後である。官営品川硝子製造所をはじめ円筒法での国産化が試みられたが、現在まで継続している板ガラスメーカーが明治後期に興って以降ようやく量産化されるようになったという<sup>(36)</sup>。しかしながら、大正時代以降に導入された様々な加工製法をもってしても厚みが均一な板ガラスを製作するのは困難なことであり、現在のような板ガラスは1964年の「フロート法」(英国ピルキントン社が開発した溶けた錫の上に溶けたガラスを流し浮かせる方法)が導入されて以降のことであるという<sup>(37)</sup>。それまでの窓ガラスは、表面のかすかな凹凸にあわせて光が屈折するものであった。

さて、この窓ガラスは、障子紙とは比較にならないくらい外光を直接的に取り入れることができ、昼間の室内に従来にない明るさをもたらした一方で、外から見られる可視性も備えていた。日本人には独特の「窓感」があり、日本人は「閉めるという意識が薄く開いているのが基本」であることに加え、「開いているものを少し緩慢に遮断する」ものとして障子やすだれがあると指摘される<sup>(38)</sup>。つまり、日本家屋の襖や障子は閉めれば壁と同様な区切りになり、開ければ開放空間を生み出す両義性をもっていたが、それと対極的に、ガラス窓は開けても閉めても可視であることに変わりはない点で両義性をもっていた。

明治に入り、近代学校教育において担任教師の他の大人の目に曝されながら試験を受け見られる経験を重ねた子どもたちは、一方で、共同体の中の「子どもたち」から一人ひとりの個として家の中に存在し始めてもいたことは先に見た通りである。

ガラス窓は、見られる側からすれば開放空間と同様の可視性が意識化されるが、見る側からすれば、そこにはガラスの存在が際立っている。夏目漱石の『硝子戸の中』<sup>(39)</sup>を俟つまでもなく、子どもたちにとって、窓のガラスはそれを開け広げなければ外界と直接に交渉することのない隔たりであった。ガラスのこちらから覗く世界は、決して此处と直につながっているのではない。ガラスの存在感のお蔭でガラスの向こう側の世界に脅かされない安全を担保しながら、ガラスの可視性のお蔭でガラスの向こう側の世界と関わりをもつことができる。

子どもたちにとって、こうしたガラスの性質を掌の中で実感できたのは、むしろガラス瓶だったのでないだろうか。明治に入って洋酒の輸入が始まり、ガラス瓶が国内で目にされるようになった。1880年にはイギリスで瓶ビールが発売され、日本でも1889(明治22)年頃国産で瓶ビールが作られ、さらに牛乳を瓶に詰めて販売するようになった<sup>(40)</sup>。ガラス瓶は手に持って中を覗き、目に見える別の世界を掌の中に収めることができる。

#### ④暗闇に灯す光

江戸時代末期から普及し始めた一般家庭用の石油ランプは、当時の灯油価格が菜種油に比べて半値であったこと、明るさも灯明の0.25燭光、行灯の0.2燭光をはるかに上回る3.2燭光であったことから、急速に普及した。1872（明治5）年に初めて横浜の神奈川県庁付近の街灯として登場したガス灯は、その後も主として街灯に使われた。一方、電灯が初めて灯ったのは1882（明治15）年11月1日のことで、大倉喜八郎が銀座大倉組の事務所前で、2,000燭光の電灯を実際に灯して見物客を驚かせたという。しかし、一般家庭で電灯が登場するのは明治末期のことであり、明治時代は石油ランプの時代が続いた。石油の輸入は、1868（明治元）年の121klから1875（明治8）年には1万klを超え、1894（明治27）年には20万klに達した。ちなみに日本石油(株)は1888（明治21）年に設立されている<sup>(41)</sup>。

石油ランプは、円筒状のガラス製の火屋が煤で曇りやすい。それを磨くのは、手が小さく火屋の中に入れやすい子どもの仕事であった。子どもたちは、自らの労力で毎夜の家庭内の光を確保したのである。

一方でランプに火をつけるためのマッチについては、1873（明治6）年に岩手県盛岡藩で士族授産施策のマッチ製造所が設立されたのを皮切りに各地で工場が作られるようになる。1876（明治9）年4月の東京で、日本で初めての安全マッチが試作され、同じ年の9月にはマッチ製造所「新燧社（しんすいしゃ）」が安全マッチの本格的製造を開始した。この新燧社製安全マッチは、第1回内国勸業博覧会（東京上野公園）で鳳紋賞牌を受賞した<sup>(42)</sup>。マッチもまた、文明開化を象徴づける商品だったのである。さて、のちに横山源之助が『日本の下層社会』で明らかにしたように、多くの単純労働を要するマッチ製造には、多数の子どもが労働力として動員されていた<sup>(43)</sup>。一般的にマッチ工場では出来高制が採用されていたため、学校の帰りに工場に立ち寄り作業に取り組む学童が少なくなく、6～7歳の子どもも混ざっていたといわれている。

光を自在に使えるようになることが、人間の生活を著しく変容させることは議論の余地がない。従来は日の入りと共に生産性が確保されなくなっていたものが、実は、明るささえ確保できれば夜も昼と同様に活動でき24時間を人が支配的できることを、灯を得て初めて人は知ったのである。

近代以降、夜に光を得たお蔭で、江戸時代に興隆をみた妖怪は生きる場を追われ、子どもたちの睡眠時間を守るには明るい夜から意識的に「子どもの時間」を区切らねばならなくなった。それらの詳細な検討は別稿に譲りたいが、黎明期において灯の生産に参画することでそうしたきっかけを作ったのは他ならぬ子どもたちだったのである。

#### ⑤他者にひられる身体

学制の第211章は「小学校に入る男女は種痘或は天然痘を為したるものに非れば之を許さず」と謳う。小学校入学にあたり、江戸時代から試行されていたとはいえまだ一般化されていたとはいえ

ない種痘が義務付けられた。

先述の通り乳幼児死亡率は高かった日本で、病気の原因はつかめず予防方法が分からなかった時代には、ただ子どもの成育の無事を祈って節句やまつりを丁寧に執り行うことで子どもを災厄から守ろうとした。それは、子どもを中心に据えた共同体全体での小児保健への取り組みに他ならない。子ども自身も、その意味を知って、麻の葉模様の布地を身に付けることや節句の柏餅を口にすることを通して、この営みに主体的に参画していた。

種痘は、こうした共同体全体での努力とは全く異質な事業である。全くの他者が、子どもの身体に異物を混入することによる病気予防である。そのこと自体が痛みを伴うだけでなく、子どもの健康を他者である専門職の手に委ねること、子ども本人が健康維持のために自らの身体を他者である専門職の手に委ねることは、子どもの自己認識において大きな意味をもつものであっただろう。

近代学校教育が、子どもたちに、それまでの生活リズムとは異質な世界を伝えると同時に種痘の予防接種を義務付けたことは象徴的である。つまり、種痘の接種をもって、子どもは、自分たち主体の世界とは異質の世界があり、自分の時間や生活習慣や時には身体までも明け渡すことが要求される近代と出会ったのである。

1900(明治33)年からではあるが、児童の体重・身長が学校教育のなかで計測されるようになり、教育統計の記載事項となった。1900(明治33)年の統計によれば、1年生で男児107.0センチ、17.0キロ、女児で104.8センチ、17.0キロ、6年生で男児127.9センチ、27.0キロ、女児で127.9センチ、27.0キロである<sup>(44)</sup>。子どもたちの身体は、学校教育の論理の中で一方的に計測され、平均値を計算されて統計として発表された。一方で、児童の個人票には個人の計測値が記録された。子どもに自分自身と向き合うことを要求した近代学校教育は、学力のみならず、子どもの姿を数値で写し取ろうと試みたのである。一方で、近代学校教育行政は、個々の子どもの姿ではなく子どもの平均値に子どもの実態を映しだそうとしたのである。

## むすびにかえて

明治近代国家の始まりに伴って様々な制度が新設され、それまでの社会のあり様とは異なる様相を呈していたことは改めて指摘するまでもない。そして、その少なからぬ部分が子どもに関わりをもっていたこともよく知られた事実である。

本稿では、子どもに関わる制度や社会のあり様の変容が、これまで必ずしも子どもの視点からは検討されてきていないことに着目し、試行的に取り組んでみた。その結果、従来の制度論とは全く異なる新たな評価がなされる手がかりを得ることができた。子どもに関わる制度に対する子どもの視点を取り入れた吟味は、実は、今日の児童施策の方向性を見定める上での重要な手法になり得る。子どもの視座に立った史的研究の視点が、今日の制度論に活かされる可能性を確認することができ

た。

注

- (1) 谷本富「幼稚園とデモクラシー」『教育学術界』第39巻第5号 1919 p.13
- (2) 宮本常一『日本の子供たち・海をひらいた人びと』宮本常一著作集第8巻 1969 未来社 pp.88-90：初刊行は1957年に岩崎書店より
- (3) 中村尚史「近代に日本における鉄道と時間意識」『遅刻の誕生 近代日本における時間意識の形成』三元社 2002 p.18
- (4) 内田星美は「ヨーロッパの広場の時計が文字盤の針の連続的な動きを見せて」時刻を周知していたこととの違いを指摘している。：内田星美「明治時代における時計の普及」『遅刻の誕生 近代日本における時間意識の形成』三元社 2002 p.271
- (5) 内田星美 前掲 p.271
- (6) 「日本の暦」国立国会図書館ギャラリー，国立国会図書館ホームページ <http://www.ndl.go.jp/koyomi/> 〈最終確認2012年11月18日〉
- (7) 内田星美 前掲 p.284
- (8) 「鉄道寮事務簿 卷之三」交通博物館所蔵：中村尚史「近代日本における鉄道と時間意識」『遅刻の誕生 近代日本における時間意識の形成』三元社 2002 p.20所収
- (9) 中村尚史 前掲 p.21
- (10) 森山茂樹・中江和恵『日本子ども史』平凡社 2002 p.246
- (11) 橋本毅彦・栗山茂久編著『遅刻の誕生 近代日本における時間意識の形成』
- (12) 斉藤利彦『試験と競争の学校史』講談社学術文庫 2011 p.85
- (13) 斉藤利彦 前掲 p.96
- (14) 斉藤利彦 前掲 p.97
- (15) 斉藤利彦 前掲 pp.148-150
- (16) 斉藤利彦 前掲 pp.148-149
- (17) 小山静子『子どもたちの近代 学校教育と家庭教育』吉川弘文館 2002 p.69
- (18) 服部誠一『東京新繁盛期』初編 明治7年 山城屋政吉：早稲田大学古典籍総合データベース <http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/> 〈最終確認2012年11月16日〉
- (19) フランスの社会学者であるカイヨワ (Caillois, R.) は、著書“Les jeux et les hommes” (邦題『遊びと人間』、清水幾多郎・霧生和夫訳 岩波書店 1970・多田道太郎・塚崎幹夫訳 講談社学術文庫 1990)において、「遊び」を「アゴーン (競争)」、「アレア (偶然)」、「ミミクリー (模倣)」、「イリンクス (眩暈)」の4類型に分類し、「パイディア (騒ぎ)」と「ルドゥス (ルール)」の二つの極の間にそれらが変化しながら成立すると考えた。
- (20) 遊びは、一般的に「①遊びは他からの強制によらない自由で自発的な行為である。②遊びは、面白く楽しい行為である。③遊びは他の何かの目的のためにやらなければならない活動ではなく、遊ぶことそのものが目的の行為である」(皆川美恵子ほか編著『改訂 児童文化—子どものしあわせを考える学びの森—』ななみ書房 2007 p.32)と定義づけられる。
- (21) ベンヤミン著 丘澤静也訳『教育としての遊び』晶文社 1987 pp.63-64
- (22) 近代学校の教育内容がごとごとく親世代の文化を否定する上に成り立っていることは、よく知られている。子どもたちは、近代学校に行くことで、親に憧れる気持ちと親の職業継承を否定する立身出世の生き方を受容することとの間で葛藤を知ることになった。
- (23) 小川為治『開花問答』二編 1875 早稲田大学古典籍総合データベース <http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/> 〈最終確認2012年11月19日〉
- (24) 子どもの年中行事への参加が多かったことについては、宮本は「子供が神聖視されていたためでもあると思う」と説明している。：宮本常一『日本の子供たち』p.88

- ②5 宮本常一 前掲 p. 50
- ②6 皆川美恵子ほか編著『改訂 児童文化—子どものしあわせを考える学びの森—』ななみ書房 2007 pp. 45-53
- ②7 宮本常一 前掲 p. 51
- ②8 ただし、満年齢は普及せず一般には数え年が使われ続けたために後年「年齢のとなえ方に関する法律（昭和24年5月24日法律第96号）」が改めて公布された。
- ②9 人口動態調査が個票を用いて個別集計されるようになったのは1899（明治32）年になって以降であるが、その当時の乳幼児死亡は出生1000に対して150を超えていた。
- ③0 宮本常一『家郷の訓』岩波文庫 1984 p. 128：初刊は三国書房より1943
- ③1 「制服の歴史」学校服専門店有限会社村田堂ホームページ  
<http://www.muratado.co.jp/historyofu/index.html>〈最終確認2012年11月18日〉
- ③2 「木村屋のあゆみ」木村屋総本店ホームページ  
<http://www.kimuraya-sohonten.co.jp/ayumi>〈最終確認2012年11月18日〉
- ③3 池田文痴菴著 日本洋菓子史編纂委員会監修『日本洋菓子史』社団法人日本洋菓子協会 非売品 1960
- ③4 池田文痴菴 前掲
- ③5 池田文痴菴 前掲
- ③6 「窓ガラスの歴史」日本板硝子テクノロジー株式会社ホームページ  
[http://www.nsg-ntr.com/column/g\\_library/lib05.html](http://www.nsg-ntr.com/column/g_library/lib05.html)〈最終確認2012年11月18日〉
- ③7 「窓ガラスの歴史」日本板硝子テクノロジー株式会社ホームページ、前掲
- ③8 南雄三「世界の窓、日本の窓」『林産試だより』1996. 8, 17
- ③9 夏目漱石『硝子戸の中』1915（大正4）年の年頭から39回にわたって朝日新聞に連載された随筆をまとめたもの。
- ④0 「ガラスびんの歴史」日本ガラスびん協会ホームページ  
<http://www.glassbottle.org/what/index.html>〈最終確認2012年11月18日〉
- ④1 「歴史百年」カネダ株式会社ホームページ  
<http://www.kaneda.co.jp/j/history/index.html>〈最終確認2012年11月18日〉
- ④2 「マッチの歴史」社団法人日本燐寸工業会ホームページ  
<http://www.match.or.jp/history/history01.html>〈最終確認2012年11月18日〉
- ④3 横山源之助『日本の下層社会』
- ④4 文部省教育統計

本論文は、平成24年度科学研究費（基盤研究C）「児童保護から児童福祉への転換と措置制度に関する史的研究」の研究成果の一部である。

The Phenomenon of Modernization from a Child's Viewpoint  
— What if You Were a Child of the Meiji Era? —

Kaoru TAZAWA

**Abstract**

---

When a child's environment changes, can these changes, as seen from the viewpoint of the child, be determined? What kind of methods are there to evaluate a child's viewpoint of his or her environment? In this research paper, the time of Westernization during the Meiji Restoration is examined in order to determine and explore such methods in order to discover the viewpoint of a Meiji Era child in response to contemporary changes in his or her society. The result of this study is to establish a view and evaluation completely different from that of conventional system theory. It is concluded that using the same technique of viewing a child's environment from the child's point of view can be applied successfully to children today.

---

**Key words;** child study, the history of child, Meiji Restoration, school education, growth ceremony